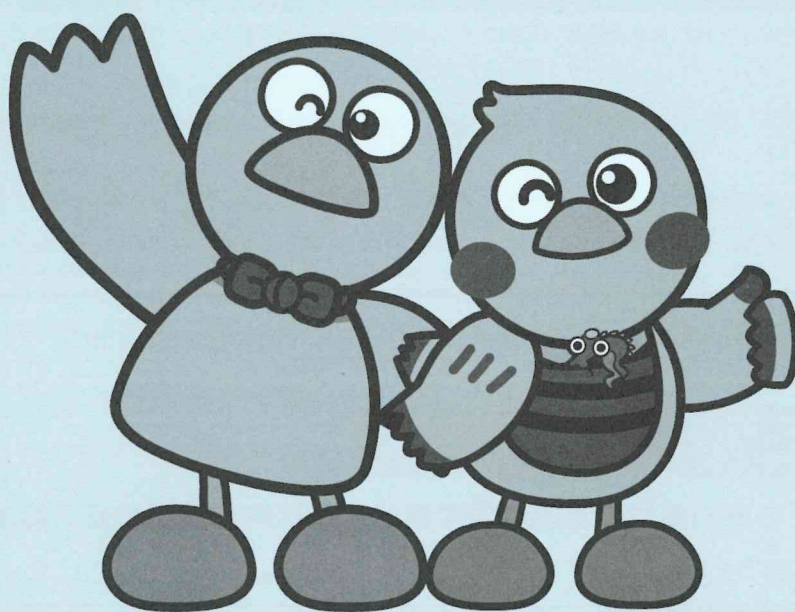


埼玉県私立高等学校等 奨学のための給付金のお知らせ

< 県内校用 >



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

- 埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。
 - 埼玉県内に居住し、埼玉県が認可した学校（県内校）に通われている方向けのリーフレットです。
 - 申請は学校の案内に従い、指定された学校の窓口書類を提出してください。
埼玉県外に居住している方は、居住している都道府県に申請してください。
- ※ 新入生が対象となる早期給付申請をした方についても、7月以降の一般申請を改めてしていただく必要がありますのでご注意ください。

給付を受けることができる世帯

基準日（原則は令和8年7月1日）現在、以下の5つの要件を全て満たしている世帯が対象です。

- ① 『生活保護（生業扶助）受給世帯』*1、『非課税世帯』*2、又は『年収約490万円未満世帯』*3である*4
- ② 保護者等*5が埼玉県内に住所を有している
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援を含む）の受給資格を有している（特別支援学校を除く）
- ④ ③を満たす生徒等が、支給対象となる国籍・在留資格等*6（留学を除く*7）を有している
- ⑤ 生徒が平成26年4月1日以降に入学している

*1 『生活保護（生業扶助）受給世帯』とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が行われている世帯を指します。

*2 『非課税世帯』とは、令和8年度（非）課税証明書等に記載されている保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯を指します。

*3 年収はあくまでも目安であり、実際の補助額は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額により判定します。

*4 令和8年1月1日時点で海外に在住している場合等、日本国内における令和8年度分の住民税の課税状況が証明できない場合は対象外となります。

*5 「保護者等」は原則親権者を指しますが、親権者が不在の場合等の例外もあります。詳細については、在籍する学校にお問い合わせください。

*6 次ページの「国籍に関する支給要件」を参照してください。

*7 留学生は制度の対象外となる場合があります。在籍する学校にお問い合わせください。

課税額の確認方法

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税額は、市区町村役場の窓口等で取得できる（非）課税証明書等で確認できます。

(非) 課税証明書での確認方法

令和8年度課税証明書									
賦課期日現在の住所及び氏名									
令和7年分の所得の内容		所得控除の内容		令和8年度市・県民税					
給与収入		社会保険料控除		市	所得割				
公的年金等収入		生命保険料控除		民	均等割				
所得の種類	給与所得	配偶者控除		税	合計				
	(以下余白)	配偶者特別控除		県	所得割				
		扶養控除		民	均等割				
		基礎控除		税	合計				
		(以下余白)		年	税額				
				令和8年度課税標準額					
				総所得分					
				分離課税分					
				扶養等の内訳	控除対象配偶者				
		所得控除の合計			一般	普通障害			
		繰越控除			特定	特別障害			
所得の合計				老人	年少				
備考									

※ お住まいの市区町村により、「所得証明書」等、名称が異なる場合があります。

※ 審査には、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割を合算した額を用います。

給付額

世帯区分		年収約270万円未満 ^{*1} (生活保護・非課税世帯)	拡充部分	
			基準1 ^{*2} 年収約270～380万円 (非課税世帯の1/3)	基準2 ^{*3} 年収約380～490万円 (非課税世帯の1/4)
生活保護世帯		52,600円		
上記以外 の世帯	全日制	152,000円	50,670円	38,000円
	通信制	52,100円	17,370円	13,030円
家計急変世帯		上記区分に応じた額の満額又は月割り額を支給		

*1 所得割額が0円（非課税の世帯）

*2 所得割額が10万5,500円未満の世帯（非課税世帯除く）

*3 所得割額が10万5,500円以上18万2,500円未満の世帯

※ その他、災害等（自然災害や火災等）により、着用を義務付けられている制服が喪失・毀損し、制服を再度購入した際は、給付額に次の金額を加算して支給される場合があります。（『生活保護（生業扶助）受給世帯』を除く）。

・非課税世帯の場合 81,000円

・上記の表の基準1に該当する世帯の場合 27,000円

・上記の表の基準2に該当する世帯の場合 20,250円

『家計急変世帯』

基準日（原則は令和8年7月1日）現在、以下の要件を全て満たしている場合、家計急変世帯として上記世帯区分に応じた支給額を受給できます。

- ① 『生活保護（生業扶助）受給世帯』に該当しない（生業扶助（高等学校等就学費）が行われていない世帯）
- ② 令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されている世帯
- ③ 失職（定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職等は対象外）・廃業・死亡・離婚・傷病による休職・災害等に起因する収入減により家計が急変し、令和9年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が各世帯区分に相当すると認められる世帯

※ 令和8年度の申請は、令和7年1月1日～令和8年12月31日に事由が発生した世帯が対象です。

申請書類

事由の発生を証明する書類等、所定の書類が必要となります。

詳細については、在籍する学校へお問い合わせください。

・家計が急変した時期によって給付額が月割りとなる可能性があります。

・家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、在籍する学校に早急にご連絡ください。

国籍に関する支給要件

就学支援金制度の対象外となる、以下の要件に該当しない外国籍の生徒又は外国人学校の生徒（令和8年度新生で留学生を除く）は、生活保護世帯・非課税世帯のみ対象となります。

（1）日本国籍を有する者（2）特別永住者（3）永住者（4）日本人の配偶者等（5）永住者の配偶者等

（6）定住者のうち、将来永住する意思があると認められた者

（7）家族滞在のうち、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

申請方法等

- ・申請書類は、学校からの案内に従い、学校が指定した窓口に提出してください。
- ※ 県が認可した高等学校等に通われている場合は、学事課HPでの電子申請はできません。
- ・学校への提出期限を厳守してください。給付金を受給できなくなる場合があります。
- ・給付金の支給時期や方法等は、学校ごとに異なりますのであらかじめご承知おきください。

提出書類

	提出書類	対象世帯
1	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書	全世帯
2	委任状	全世帯
3	世帯全員の続柄が記載された住民票 ※ マイナンバーが記載されていないもの ※ 外国籍の場合は、国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの	全世帯 ※ 基準日* ¹ 以降に発行されたものを提出してください* ²
4	①生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は ②生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所等発行の証明書	『生活保護（生業扶助）受給世帯』 ※ ①の様式は学校が配布します ※ ②は基準日* ¹ 以降に証明を受けたものを提出してください
5	保護者等 <u>全員</u> の個人番号カード（写）等貼付台紙* ²	『非課税世帯』、『年収約490万円未満世帯』又は『家計急変世帯』
6	日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書及び 日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書	生徒の在留資格が「家族滞在」である場合

* 1 令和8年7月1日。秋入学で7月2日以降が入学日である場合、入学日翌月の1日。（1日付け入学の場合は入学日）

* 2 住民票と個人番号カードについて令和8年度に父母負担軽減事業補助金又は奨学のための給付金（早期給付）で申請した場合は、提出不要です。前回提出時から住所が変わった場合は、変更後の住民票のみ御提出ください。

※ その他、『家計急変世帯の申請』や『災害等で喪失・毀損した制服の再購入に係る加算支給の申請』の場合は、上記以外の書類の提出が必要となります。詳細については、在籍する学校へお問い合わせください。

※ 本事業で取得した個人情報については、本事業及び父母負担軽減事業補助金の審査にのみ使用し、保管にあたっては適切な処理を講じます。

本事業に関するお問い合わせ



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

申請に関することは、在籍する学校へお問い合わせください。

・本事業をより詳しく知りたい方は、学事課HP「埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金事業について」をご参照ください。

埼玉県私立 奨学のための給付金 検索

電話でのお問い合わせは、
埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」までお願いします。

TEL：048-830-2725

（平日：午前8：30～午後5：15）

埼玉県総務部学事課